

## 議案第86号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、次のとおり機構改革を行う。

なお、本条例は、部に関わる事務分掌を規定するものであるため、課に関わる部分については、別途規則改正を行う。（施行期日：令和8年4月1日）

### 2. 福祉部及び健やか部の所掌事務の整理と体制強化

- 健やか部健康増進課を福祉部に移管し、福祉部の名称を「健康福祉部」に変更し、健やか部の名称を「こども家庭部」に変更するもの。
- 健康増進課の移管により、福祉部では、超高齢社会において、高齢者の心身の多様な課題に対し、介護と医療・保健分野の連携強化や、多職種連携による地域包括ケアシステムの更なる推進を図るなど、介護予防等の福祉施策と健康づくりをより一体的に推進するもの。
- また、健やか部では、令和6年度には「こども家庭センター」を設置し、令和7年度には「放課後児童健全育成施策」を移管するなど、これまで段階的に子育て関連施策の集約化を図ってきたことから、今般の健康増進課の移管に伴い、子ども子育ての推進に特化した組織として位置付けるもの。

## 議案第86号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

### 3. 【参考】条例改正を伴わない規則改正等の案

課レベルの名称・事務分掌の改正については規則事項となり、令和8年度の主な改正案は下記のとおり。

#### 全庁的な 組織体系の整理

- 組織体系を整理するため、部に属する「室」を廃止し、「課」として再編するもの。
- 対象部署（課の名称は仮称）  
「税務室」 → 「課税課」「収納課」  
「こども家庭室」 → 「児童家庭相談課」「母子保健課」  
※「部」に属さない危機管理室、財産管理室は対象外

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

	議案の 件名	議案第86号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、交野市事務分掌条例の一部を改正する。 ●健やか部健康増進課を福祉部に移管し、部の名称を「健康福祉部」とするとともに、健やか部を子ども子育てに特化した部署とし「こども家庭部」とする。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、次のとおり機構改革を行うもの。 ●福祉部及び健やか部の所掌事務の整理と体制強化 超高齢社会において介護予防等の福祉施策と健康づくりの一体的な推進と、健やか部は子ども子育て施策を一体的に推進するため。		重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	行政資源の最適な活用			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
		策定年度					
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和8年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		企画財政部	秘書政策課	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・無（新旧対照表等）			

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>こども家庭部</u></p> <p>(6) <u>健康福祉部</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>こども家庭部は、安心してこどもを生き育て、こどもや若者が幸せな状態で成長できる環境づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>児童福祉及び母子保健</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉</u>に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>健やか部</u></p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>健やか部は、次世代育成とともに、生涯を健やかに過ごせる暮らしづくり</u>を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>保健及び医療</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>子育て支援</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>児童福祉</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>母子及び</u> <u>寡婦福祉</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>その他保健、医療</u>に関すること。</p>

新	旧
<p>6 <u>健康福祉部</u>は、自立支援とともに、<u>助けあい、支えあい、生涯を健やかに過ごせる暮らしづくり</u>を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 保健及び医療に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>6 <u>福祉部</u>は、自立支援とともに、助けあい、<u>支えあえる</u> <u>暮らしづくり</u>を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>7・8 (略)</p>

附則第 2 項関係 交野市障がい者(児)生活支援推進審議会条例（平成 2 5 年条例第 5 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 3 項関係 交野市障がい福祉サービス及び地域生活支援事業運営審議会条例（平成 2 5 年条例第 6 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 4 項関係 交野市社会福祉法人設立認可等審議会条例（平成 2 5 年条例第 7 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 5 項関係 交野市地域福祉推進審議会条例（平成 2 5 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 6 項関係 交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例（平成 2 5 年条例第 9 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 7 項関係 交野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会条例（平成 2 5 年条例第 1 0 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 8 項関係 交野市地域包括支援センター運営審議会条例（平成 2 5 年条例第 1 1 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 9 項関係 交野市老人ホーム入所判定審議会条例（平成 2 5 年条例第 1 2 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附則第 1 0 項関係 交野市健康づくり推進委員会条例（平成 2 5 年条例第 1 3 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>健やか部</u> において処理する。

附則第 1 1 項関係 交野市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 2 5 年条例第 1 4 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>健やか部</u> において処理する。

附則第 1 2 項関係 交野市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>こども家庭部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>健やか部</u> において処理する。

附則第 1 3 項関係 交野市立認定こども園移管法人選定委員会条例（平成 3 0 年条例第 1 号）新旧対照表

新	旧
(庶務) 第 9 条 選定委員会の庶務は、 <u>こども家庭部</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 選定委員会の庶務は、 <u>健やか部</u> において処理する。